

公益財団法人日本学校保健会賛助会員規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人日本学校保健会（以下、「本会」という。）定款第41条に基づき、その必要事項を定める。

(賛助会員の種類)

第2条 賛助会員は、本会の目的及び事業に賛同し、支援する下記の会員からなる。

- (1) 法人賛助会員 法人又はその他の団体である賛助会員
- (2) 個人賛助会員 個人である賛助会員
- (3) 特別賛助会員

2 特別賛助会員は、本会が行う特定の事業へ協賛する法人賛助会員、または、本会と協力して子どもの健康に資する事業・活動を行う法人賛助会員とする。

(賛助会員の入会手続き)

第3条 賛助会員を希望するものは、所定の加入申込書に必要事項を記入して本会に提出する。

2 法人及び個人賛助会員は、自己の口数に応じて賛助会費を納入するものとする。

- (1) 法人賛助会員 1口 100,000円
- (2) 個人賛助会員 1口 5,000円

3 特別賛助会員の加入は、本会にて審議し、これを認可する。また、特別賛助会員の会費は、協賛・協力等する事業・活動の内容をふまえて協議し、別途契約とする。

4 賛助会費は、4月より翌年3月まで（以下「年度」という。）の年会費とする。

5 年度の途中において入会した場合は、入会時に賛助会費を納入するものとする。

(賛助会費の使途)

第4条 前条の賛助会費は、賛助会費総額の50%以下を、本会の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。

(退会)

第5条 賛助会員の退会は、次の事由によるものとする。

- (1) 本会に対して文書をもって退会の届けを提出したとき
- (2) 法人賛助会員が解散・廃業したとき、個人賛助会員が逝去したとき
- (3) 本会の目的に反する行為があったとき
- (4) 本会の名誉を傷つける行為があったとき

(5) 所定の年会費を滞納したとき
2 賛助会員が退会した場合において、すでに納入した賛助会費は返還しないものとする。

(その他)

第6条 賛助会員は、特定公益増進法人制度による会費の税制上の優遇処置の他、本会より次の特典を受けることができる。

- (1) 本会会報「学校保健」(年6回発行)の提供
- (2) 本会主催の各種行事等への参加
- (3) 本会の事業に関する年次報告
- (4) 本会が認可した学校保健用品への推薦名義の使用
- (5) 本会会報「学校保健」または本会ウェブサイトを通じた広報・啓発活動
- (6) 特別賛助会員が行う活動・事業への協力

ただし、上記(4)～(6)は別途契約とし、子どもの健康に資するものに限る。

第7条 その他、上記に規定されていない事項については、別途協議とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人日本学校保健会の設立の登記の日(平成24年 6月 1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 9月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 5月22日より施行する。